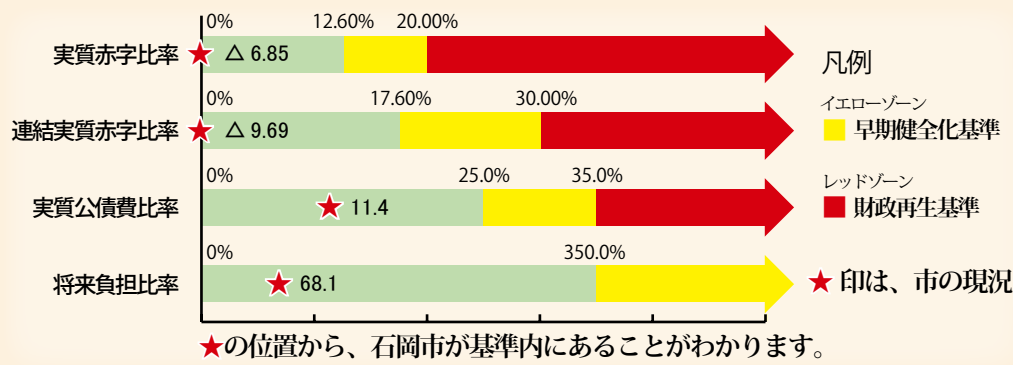


市財政の健全化判断比率等のお知らせ

市の財政は健全な状況です

平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、市は財政状況を四つの指標で表すことになりました。平成24年度決算に基づく石岡市の指標は昨年度に引き続き、いずれも健全な状況を示す数値となりました。

平成24年度決算 グラフから見た市の財政健全度



上の図の四指標には、財政の健全化を判断するために、二つの基準が設けられています。

●早期健全化基準

比率がイエローゾーンに入ると「財政健全化計画」の策定と公表などが義務づけられます。

●財政再生基準

比率がレッドゾーンに入ると、市は「財政再生計画」の策定と公表だけでなく、地方債の借り入れの制限や総務大臣から予算変更などの勧告を受けることもあります。

二つの赤字比率は「なし」

実質赤字比率・連結実質赤字比率は、平成23年度に引き続き、ともに赤字額がなかったため、比率は「なし」となりました。なお、計算上算定される黒字の程度（マイナス値で表示）は、実質赤字比率がマイナス6・85%（23年度はマイナス10・76%）、連結実質赤字比率がマイナス9・69%（23年度はマイナス13・83%）でした。

実質公債費比率は11・4%で基準超えず

は表のとおり「なし」となりました。

なぜ、市は地方債を借り入れしているのか

実質公債費比率や将来負担比率は、地方債などの借入金額の大きさが数値の決め手になります。では、なぜ市は借り入れを行うのでしょうか。

市が借り入れを行うことには「長く使用できる施設の整備費用は、次の世代にも負担してもらい、世代間の費用負担の公平性を確保しよう」という意味があります。



30年返済の借り入れをすれば、その年数の間に施設を利用する市民が、整備費用を公平に負担することになります。

このような考えのもと、市は地方債の多くを施設の建設や道路、下水道、農業集落排水など都市基盤の整備に充ててきました。しかし、家計が厳しいときに節約をしなければならないのは、市も一般家庭も同じです。

石岡市の実質公債費比率は、早期健全化基準を13%ほど下回る11・4%（23年度は11・6%）でした。言い換えると「市の一般的な財源のうち11・4%を借り入れの返済（公債費）に充てた」ということになります。

市が一般財源から借り入れの返済に充てた総額は約42億5000万円でしたが、うち約24億5000万円は地方交付税として措置されるため、実質の充当額は約18億円でした。

実質公債費比率は、21年度から4年連続、早期健全化基準を下回りました。

平成24年度決算に基づく市の健全化判断比率

健全化判断比率	石岡市	早期健全化基準	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.6	20.00
連結実質赤字比率	—	17.6	30.00
実質公債費比率	11.4	25.0	35.0
将来負担比率	68.1	350.0	

実質赤字比率・連結実質赤字比率は、ともに赤字額がないため「—」と表示しています。

用語の説明

●健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの財政指標の総称です。地方公共団体は、これらの比率のいずれかが一定基準以上となった場合、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

●実質赤字比率

市の標準財政規模に占める普通会計の赤字額の割合を示します。なお、普通会計が赤字でない場合、この実質赤字比率は「なし」となります。

※1 標準財政規模……標準的な状態で収入が見込まれる一般財源（市税や普通交付税など使途が特定されない財源と、財源不足を補てんするため特例的に認められる地方債の発行可能額の合計）です。

※2 普通会計……各地方自治体の会計の範囲を統一し、統計上の整理、比較を容易にするために総務省が定めた会計区分。

●連結実質赤字比率

市の標準財政規模に占める全会計の赤字額の割合を示します。赤字額の考え方と、会計が赤字でない場合に比率が「なし」となるのは、実質赤字比率と同様です。

●実質公債費比率

市の標準財政規模に占める、市と市が加入する一部事務組合・広域連合（霞台厚生施設組合や新治地方広域事務組合など）が起こした借り入れの返済額の割合を示し、過去3か年の平均値をその年度の比率とすることになっています。

●将来負担比率

市の標準財政規模に占める、普通会計が将来的に負担すると見込まれる、市、一部事務組合・広域連合、地方公社・第三セクター等（市産業文化事業団など）の借り入れ、債務負担などの割合を示します。これは「市が将来負担すると見込まれる借り入れなどの総額は、市の一般的な財源の何年分に当たるか」というもので、比率が100であれば1・5年分と言えます。

しかし、公債費については、今後、駅周辺整備や庁舎建設市道整備などにより増加していくことが予想されます。また、人件費や扶助費、公債費のように継続的な支出を必要とする経費が一般財源のうち90・6%という高い割合を占めているため、今回の比率は楽観視できる数値とは言えません。市としては、引き続き経費の節減に向け、努力していきます。

借りの入れ等の将来負担は一般財源の約0・7年分

市と一部事務組合が、将来負担することが見込まれる借りの入れや債務負担行為などの総額は約557億4000万円ですが、そのうち約303億4000万円は、地方交付税による措置が見込まれます。さらに、その他の基金や特定財源を除いた金額を、市の一般的な財源で割り返した結果、市の将来負担比率は68・1%（23年度は76・5%）となりました。これは「市が将来負担すると見込まれる借りの入れなどの総額は、市の一般的な財源の約0・7年分に当たる」とい

平成24年度決算 市公営企業に係る資金不足比率

事業名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業	—	20.0
簡易水道事業	—	20.0
下水道事業	—	20.0
農業集落排水事業	—	20.0

資金不足の比率は、いずれも値がないため「—」と表示しています。

資金不足比率は「なし」

うこととなります。比率が23年度と比較して8・4%減少した主な要因は、基金を積み増したことや一部事務組合への負担金等見込額が減少したことによるものです。

健全化判断比率とともに算定したものに、公営企業に係る資金不足比率があります。

この比率は、事業の規模に対する資金不足額の割合を示すものですが、当市の公営企業である水道、簡易水道、下水道、農業集落排水の各事業はいずれも資金不足が生じなかったため、算定結果

問い合わせ
財政課
23・1111
(内線234)

市は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、健全化判断比率・資金不足比率を算定しました。これは、地方財政の早期健全化と分かりやすい財政状況の情報開示などのための比率です。平成24年度決算に基づく各比率の内容をお知らせします。

＊文中、平易な表現とするため、説明を簡略化した表記があります。